

豊丘村木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱

(目的等)

第1 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、村内の住宅の耐震補強工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（平成2年10月1日規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - イ 木造在来工法の住宅
 - ウ 長屋、共同住宅及び賃貸住宅以外の個人所有の住宅
- (2) 長野県木造住宅耐震診断士(以下「診断士」という。) 長野県知事が備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。
- (3) 精密耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 評価委員会 県が既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するため設置した委員会をいう。
- (5) 総合評点 既存木造住宅における精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表第1の区分によるものをいう。

(補助の対象及び補助金の交付額等)

第3 補助の対象となる工事は、既存木造住宅に対し村が実施した診断士による精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満で、耐震補強工事を行うことにより、総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回る工事(これと同等に耐震性能が向上する工事と評価委員会において認められた工事を含む。)とする。

- 2 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震補強工事費、設計費及び補強計画に要する費用とする。
- 3 補助金の交付額等は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 補助対象経費の2分の1に相当する額(ただし、その額が60万円を超える場合は60万円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
 - 二 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
- 4 助成額の交付に当たっては、あらかじめ前項第二号の額を差し引いて、同項第一号の額を交付するものとする。
- 5 補助の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。
 - 一 補助の対象となる建築物に居住する者で、この建築物について耐震改修工事を行う者であること
 - 二 補助金交付申請を行う日の属する年の前年度の所得が、別表第2に掲げる額以下であること。

(交付の申請及び決定)

第4 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震補強補助事業補助金交付申請書に別に定める関係書類を添付して村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強補助事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第5 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震補強補助事業計画変更承認申請書に別に定める関係書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 施行箇所及び施行方法の変更

(2) 補助金額の変更

2 村長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震補強補助事業計画変更承認通知書により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに木造住宅耐震補強補助事業計画遅滞等報告書を村長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 村長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書により申請者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第6 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、木造住宅耐震補強補助事業計画廃止（中止）届を村長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第7 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震補強補助事業完了実績報告書に別に定める関係書類を添付して、村長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8 村長は、前条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強補助事業補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に補助金支払請求書を村長に提出しなければならない。

(申請書等の様式)

第10 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の整理等)

第11 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われれます。
1.0以上 1.5未満	一応安全と思われれます。
0.7以上 1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。

別表第2(第3条関係)

給与所得のみの者	収入金額 1,442万円
その他の者	所得金額 1,200万円

備考

- 1 「収入金額」とは、所得税法第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。